

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成27年清水町条例第24号）の一部を
改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格条項) 第5条 次の各号の一に該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1)・(2) (略)</p>	<p>(欠格条項) 第5条 次の各号の一に該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1)・(2) (略) <u>(3) 成年被後見人又は被保佐人</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。